

## 令和 5 年度 地域公共交通確保維持改善事業にかかる計画について

### 1. 地域内フィーダー系統確保維持計画

#### (1) 計画策定の趣旨


「地域内フィーダー系統確保維持計画」は、地域の実情に応じた生活交通の確保維持を目的とした『地域公共交通確保維持事業』を受けるために必要な計画です。「地域内交通の運行」への支援を目的に策定するものであり、国の支援を受ける路線や、利用者数などの目標、そのための事業者、事業の効果などを定めます。本計画を策定することにより、生活交通路線の維持・確保や車両更新のための国の補助金の交付を受けることが可能となります。

※フィーダー系統とは、本市と酒田市を結ぶバス路線を地域間幹線系統とし、この幹線系統若しくは

羽越本線に接続するバス系統をフィーダー系統と呼んでいます。

#### (2) 計画の変更点

##### ○ 路線見直しによる系統数の変更

令和 5 年度計画			令和 4 年度計画 (R3.12.13)	
(1) 系統数	23 系統	 <p>【廃止】1. 鶴岡市内廻り①②コース 2 鶴岡市内廻り③④コース 【新規】1. 鶴岡市内循環 A コース 2. 鶴岡市内循環 B コース 3. 鶴岡市内循環 C コース (バス路線 2 減 3 増)</p>	(1) 系統数	22 系統
バス路線	18 系統		バス路線	17 系統
市営バス	4 系統		市営バス	4 系統
デマンド	1 系統		デマンド	1 系統

※ 「鶴岡市内廻り」は「鶴岡市内循環」に変更。

○ 車両減価償却費等補助は変更なし

## 2.生活交通改善事業計画

### (1) 計画策定の趣旨

「生活交通改善事業計画」は、快適で安全な公共交通の実現を目的とした『地域公共交通バリア解消促進等事業』を受けるために必要な計画です。バリアフリー化のために必要な目標や効果、実施事業者などを定めます。高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、公共交通のバリアフリー化を一体的に支援するものです。

本計画を策定することにより、交通事業者が福祉タクシーやノンステップバスなどを購入する際に補助金の交付を受けることが可能となります。

# 地域公共交通確保維持改善事業の内容と今回の計画の位置づけ

- 地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援する国土交通省の制度

## 支援内容

### 地域公共交通確保維持事業(地域の実情に応じた生活交通の確保維持) ⇒ 地域内フィーダー系統確保維持計画

- 高齢化が進む過疎地域等の足を確保するための幹線バス交通や地域内交通の運行
  - ・ 他市との交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行やそれにつながる路線維持への補助金  
路線補助金 補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額の1/2
  - ・ 車両購入への補助  
車両減価償却費等補助 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額の1/2
- 離島航路・航空路の運航
  - ・ 離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援

### 地域公共交通バリア解消促進等事業(快適で安全な公共交通の実現) ⇒ 生活交通改善事業計画

- 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備  
福祉タクシーの購入 当該購入に係る金融費用の合計額の1/3
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

### 地域公共交通調査等事業(持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画策定等の後押し)

- 地域における一層の連携・協働とイノベーションに向けた取組の促進を図るための「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針・基本構想の策定に係る調査

### 被災地域地域間幹線系統確保維持事業／特定被災地域公共交通調査事業 (【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援)

- 被災地の幹線バスの運行
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行



